

厚真町宮の森こども園 民営化基本方針

令和4年7月

住民課子育て支援グループ

1 民営化の趣旨

近年、人口減少・少子高齢化の進展、核家族化の進行など、保育を取り巻く状況も変化してきており、保護者の就労機会の増加による保育需要の増加だけではなく、就労形態も多様化していることから、保育サービスの一層の充実が求められています。そうした中、本町では令和2年3月に子育て支援の指針となる第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画を策定し、「子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもたちが健やかに育ち、子育ての関わりを通して家庭・地域が子どもの成長と喜びを実感できるまち」を基本理念に、町、家庭、教育・保育関係機関及び地域がそれぞれの責務と役割のもと、一体となって子育て支援施策を総合的に推進しているところです。

現在、厚真町にある教育・保育施設は、すべて認定こども園となっています。教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と保育士等の子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であります。

これまで認定こども園が取り組んできたソフト・ハード両面の取組をより加速化し、最大の効果を発揮することを目指し、機動性や柔軟性をもつ「民」と「公」が協働して、質の高い保育サービスを提供する体制を構築していくことを目的に宮の森こども園の民営化を進めます。

(1) 施設

名 称	厚真町宮の森こども園（定員80人）
住 所	厚真町字上厚真258番地の7

(2) 年齢別児童数（各年度末）

宮の森 こども園	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度
0歳児	—	5	7	6	12	6	5
1歳児	10	7	10	11	8	15	10
2歳児	13	20	10	10	11	12	14
3歳児	7	16	21	15	9	8	14
4歳児	17	10	17	20	16	10	8
5歳児	11	21	12	17	18	14	9
計	58	79	77	79	74	65	60

(3) 民営化園の選考理由

宮の森こども園の教育・保育提供区域である厚南地区の中心である上厚真市街地において上厚真きらりタウンの整備による住宅地分譲や、平成26年度から令和3年度までに30戸の子育て支援住宅が建設され、町外から移住してきた家族形成期の世帯が多く、さらなる地域子育て支援の充実が求められています。

2 第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画で整理された主な課題

- (1) 教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境整備による教育・保育の一体的な提供の推進
- (2) 子どもの最善の利益を第一に考えた質の高い教育・保育の提供と事業者が新規参入する場合の受け入れ体制づくり
- (3) 子どもの育ちを支える保育士等の確保及び資質の向上（職員研修、教育アドバイザーによる人材育成、労働環境の配慮）
- (4) 子育ての相談先・相談相手について相談ができる地域の子育て支援拠点の充実

3 民営化を進めるにあたっての基本的考え方

(1) 民営化により目指すもの

① 質の高い保育・幼児教育の早期実現

厚真町の目指す保育である「自ら育つ力」を伸ばすことのできる特色のある先進的な保育を実践するノウハウ・組織力・人材育成力を持つ民間法人が町と連携しながら宮の森こども園を運営することにより、質の高い保育・幼児教育を継続して提供します。

② 保育士の人材育成及び安定的な確保

先進的な取り組みを行っている民間法人の保育指針・経営理念に基づく保育・幼児教育を行うことにより、町内の認定こども園における保育士の人材育成を図ります。また、情報発信を強化し、先駆的取組に理解や興味を示す質の高い保育士に魅力ある就職先として選択してもらうことで安定的な人材の確保を目指します。

③ 柔軟性とスピード感のある保育環境の改善

民間法人による柔軟性とスピード感を持った運営により、保護者のニーズや現場感覚に即応し、保育環境の改善を図ります。

(2) 民営化の進め方

民営化を進めるにあたっては、「子どもの最善の利益」が実現されることを最優先とし、在園児や保護者、地域に不安や懸念を与えることがないように、情報提供に努め、円滑に民間法人へ移管できるよう十分に配慮して進めます。

(3) 民間法人の役割

- ① これまでの認定こども園の教育・保育を継承することを基本としつつ、多様化する保育ニーズに柔軟に対応する保育サービスを提供し、安定的・持続的な運営に努めること。
- ② 一時保育の充実、育児相談や子育て家庭の交流の場を提供するなど、地域の子育てを支援する役割や機能の充実に努めること。
- ③ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期である乳幼児期において、豊かな人間性を育むことができるよう、民間事業者ならではの特色ある教育・保育事業の提供に努めること。
- ④ 地域における子育ての拠点として、子ども達が安全・安心に過ごせるよう施設・環境整備の推進に努めること。

(4) 厚真町の役割

- ① 民間法人と協定を結び、町の関与を明確にすることで、認定こども園において提供すべき教育・保育・子育て支援事業について確実に担保し、認定こども園が適正に運営されるよう指導監督します。
- ② 保育士の研修や保育環境の整備が推進されるよう支援します。
- ③ 民営化後は、民間法人が設ける保護者及び町との三者による協議の場において、問題や課題等の解決に向けて町が助言・指導します。
- ④ 民営化後においては認定こども園での生活が子どもたちに有益となるよう、民間法人と保護者や地域の方との連携が深まるよう努めます。

(5) 民営化における町職員（保育士等）の処遇

- ① 正職員 町立の認定こども園つみき等に配置転換することを基本としますが、民間法人から要請があった場合は、職員の入れ替わりによる環境の変化を最小限に抑える観点から、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第29号）に基づき、当面の間、民間法人に正職員を派遣します。
- ② 会計年度任用職員 民営化する認定こども園で勤務を希望する方（認定こども園つみきで勤務している者を含む）については、優先的に雇用されるよう、民間法人に要請します。

4 民営化の実施について

(1) 民営化の方法等

① 施設類型

公私連携施設の類型は、これまでの認定こども園としての施設運営を継承する観点から、「公私連携保育所型認定こども園」（認定こども園法第33条において読み替えられる児童福祉法第56条の8第1項）とします。

② 公私連携保育法人の指定

民間法人は、認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力と実績を有する者とし、町と協定を締結したうえで、町が民間法人を「公私連携保育法人」として指定します。

③ 協定の締結

町と公私連携保育法人が協定を締結し、公私連携保育所型認定こども園において提供される教育・保育・子育て支援事業等などについて町が関与することで、適正な運営が担保されます。

なお、協定に基づき教育・保育・子育て支援事業が適切に提供されているかについては、町が指導監督します。協定違反が発覚した場合は、是正勧告や指定取消を行います。

④ 土地・建物等

既存の宮の森こども園の土地、建物及び備品類を無償又は廉価により譲渡、貸付し、公私連携保育所型認定こども園の設置支援を行います。

(2) 民営化の実施時期

令和5年度に町と公私連携保育法人による共同保育を行い、令和6年4月1日から公私連携保育法人による運営開始を予定しています。

(3) 公私連携保育法人の募集と選定

公私連携保育法人の指定に関する要綱を策定し、公募を行い、プロポーザル（企画提案）方式により適正かつ公平に選定します。

(4) 公私連携保育法人への引継ぎについて

保育環境の変化による子どもや保護者への負担や影響が最小限となるよう、引継ぎ期間を設け、円滑かつ適切に引継ぎが行われるよう進行管理します。

(5) 民営化までのスケジュール (予定)

年度・月	内 容
令和4年度 4～6月	①民営化基本方針(案)の策定 ②保護者及び地域への説明・意見交換会 ・民営化へのご理解とご協力 ・意見等を方針へ反映 ③民営化基本方針の決定 ④公私連携保育法人の指定に関する要綱の策定 ⑤公私連携保育法人募集要項の策定
7～9月	⑥公私連携保育法人の募集 ⑦選定委員会(書類審査・ヒヤリング) ⑧公私連携保育法人の決定
10～12月	⑨仮協定の締結 ⑩本協定締結に必要な議案等の議会提案
1月～3月	⑪本協定の締結 ⑫公私連携保育法人指定申請
令和5年度 4月～3月	⑬町と公私連携保育法人による共同保育の実施
令和6年度 4月1日	⑭公私連携保育所型認定こども園の開所

【参考資料】

第4次厚真町総合計画（令和3年度～令和7年度）※関係部分一部抜粋

基本目標1 人が輝くあつま

基本施策1 子ども・子育て支援の充実基本目標

めざす姿	基本方針
地域ぐるみで子育てを支援、子どもたちがすくすくと育っている。	○家庭、こども園等、地域が連携し、子どもたちが健やかに成長し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

■まちづくり指標（抜粋）

指標名	現状値	めざそう値	備考
こども園の満足度	94.4%	100%	町内2園における保護者アンケートの平均

■現状と課題

○子どもたちが健やかに育つとともに、子育てに喜びを感じ、親子がともに成長していくために、乳幼児健診をはじめとする母子保健事業のほか、子育てに関する相談・情報提供・交流の場である子育て支援センター、認定こども園や放課後児童クラブを運営しています。また、経済的支援として、法定制度である児童手当のほかに、道の制度に上乗せし乳幼児・小中学生・高校生の医療費の自己負担額をポイント還元することで実質無料化を図っています。さらに、認定こども園の保育料軽減と負担額の2割をポイント還元するなどの支援を行っています。

○児童福祉法に基づく従来の保育所機能に幼稚園の機能を付加した「認定こども園」として、こども園つみき・宮の森こども園を運営しています。仕事や介護と子育ての両立などのニーズに対応するため、町では保育の受け皿確保に努め、近年は待機児童ゼロを達成していますが、全国の傾向と同様に保育人材の不足感は高まっていることから、人材確保をはじめとしたさらなる受け皿整備が必要となります。また、子どもの活動がより豊かに展開されるよう、さまざまな角度から園の環境整備を行うとともに、保護者や地域が連携して子育てに取り組むネットワークづくり・関係づくりを進める必要があります

■具体的な取り組み

施策項目 1-2	就学前教育・保育の充実
----------	-------------

こども園においては、遊びを中心とした教育・保育を基本とし、自然とのふれあいや、友だち、地域の人々とのかかわりから、意欲や自発性、社会性や思考力などより良く生きるために必要な力を育みます。

就学前教育・保育のさらなる推進と質の向上のため、子どもたちが自主性を持って遊ぶことができる園庭の整備を行うとともに、こども園の民営化について検討を進めます。

【主な取組・事業】 ・こども園運営事業 ・認定こども園整備事業

施策項目 1-3	子育て支援の充実
----------	----------

子育てに関する相談・情報提供・交流の場として、未就園児童とその保護者が集う子育て支援センター、小学生が中心に集まる児童会館・放課後子どもセンター・放課後児童クラブの行事メニューや設備・運営体制の充実に努め、子育てに関する悩み・不安の解消や、子どもたちの放課後生活の充実に努めます。

また、国・道の制度なども活用しつつ、医療費や保育料などの負担軽減を図りながら、中学生の進学や、高校生の通学・進学支援など、子育て家庭への経済的支援を継続して行うとともに、ボランティアの協力を得ながら、地域で子育て家庭や子どもたちを支えるネットワークづくりを進めます。

児童虐待などの問題に対しては、関係機関とともに、早期発見・早期対応に努めていきます。

【主な取組・事業】 ・子育て支援センター運営事業 ・エンゼル基金費 ・出産祝金支給事業・子育て支援医療費等還元事業 ・新生児誕生記念品事業

第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画

第3章 計画の基本的な考え方 について

1 基本理念

「子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもたちが健やかに育ち、子育ての関わりを通して家庭・地域が子どもの成長と喜びを実感できるまち」

2 基本目標

基本目標1 子どもの育つ力を伸ばす

基本目標2 子育て家庭の育てる力を伸ばす

基本目標3 地域みんなで子育てを支える

第6章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

現在、厚真町にある教育・保育施設は、すべて 認定こども園となっています。教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることから、厚真町では 子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上 に向けた支援を していきます。また、事業者が新規に参入する場合の受け入れ制づくりを図っていきます。

4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外にも幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めていきます。

- ①幼・保・小の職員合同研修や連携等、資質向上に向けた取組の充実
- ②職員の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮
- ③教育・保育施設における第三者評価の受審促進
- ④幼児教育アドバイザー等による質の向上に向けた支援の検討

第7章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

(13) 多様な主体が参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入時の促進と、その他事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または、運営を促進するための事業です。希望する事業者に合わせて、実施を図ります。

厚真町では、事業が必要な場合には、新規事業者が円滑に事業を実施できるように図っていきます。

○各認定こども園の年齢別入所児童数（各年度3月末日現在）

（単位：人）

こども園 つみき	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度
0歳児	8	9	6	9	8	6	7
1歳児	13	11	13	9	14	17	9
2歳児	14	15	12	17	12	16	21
3歳児	24	16	24	16	26	14	24
4歳児	26	25	17	20	16	26	15
5歳児	23	25	24	19	22	18	26
計	108	101	96	90	98	97	102

（単位：人）

宮の森 こども園	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度
0歳児	—	5	7	6	12	6	5
1歳児	10	7	10	11	8	15	10
2歳児	13	20	10	10	11	12	14
3歳児	7	16	21	15	9	8	14
4歳児	17	10	17	20	16	10	8
5歳児	11	21	12	17	18	14	9
計	58	79	77	79	74	65	60

※平成27年度は僻地保育所

○認定こども園一覧

項目	こども園つみき	宮の森こども園
認定こども園運営開始年度	平成24年度	平成28年度
構造	木造平屋建	木造平屋建
敷地面積	3260.92㎡	5110.51㎡
延床面積	1018.92㎡	1175.63㎡
部屋数	8	8

○こども園の運営方式別の主な違い

運営方式	直営 (公設公営)	委託 (指定管理含む) (公設民営)	移管 (民設民営)
設置区別	公立 (町立)		民間 (私立)
設置主体	町		社会福祉法人等
運営主体	町	受託者 (指定管理者)	社会福祉法人等
施設 (土地・建物)	町所有		町所有 (貸与又は譲渡)
職員	町職員 (公務員)	法人職員	
運営費	一般財源 (町)	一般財源 (町) (委託料・指定管理料)	運営費 (公費負担)

- 移管の場合は、完全な民間のこども園となり、運営費を国・都道府県・市町村が負担します。運営費は、公定価格から利用者負担額（保育料）を差し引いた額に対し、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4負担することになり、市町村の財政負担が軽減されます。また、施設整備には、国の保育所等整備交付金を活用することができます。
- 委託の場合は、一般財源で直営だったものが、受託者（指定管理者含む。）に委託料を支払って運営委託することになります。委託料は、運営費に相当し、国・都道府県の公費負担はなく全額町負担となりますが、普通交付税の措置があります。
- 移管の場合は、民間法人がこども園を廃止しない限りこども園は存続します。委託の場合は、期間に制限を設け、その都度受託者を公募により決定するケースが多くなっています。
- 委託の場合は、土地・建物とも町所有のままなので、修繕等維持経費は通常市町村が負担することになります。